

国 地 契 第 1 号  
平成 3 0 年 4 月 2 6 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 あ て

大 臣 官 房 地 方 課 長  
( 公 印 省 略 )

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の一部改正について

工事においては、「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号。以下「本通達」という。）を定め、入札参加者間において、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加えているところである。

日本の経済成長に寄与する観点から、平成27年に会社法改正及びコーポレートガバナンスコード策定により社外取締役の積極的な活用が求められ、また最近では同コードを改訂し、その十分な人数の選任を求める動きもある。こうした動きも念頭に置きつつ、改めて役員の業務執行という観点から、本通達2.(2)に定める役員に関する要件を見直し、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 記	改正前 記
2. 基準 以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。 (1) 資本関係 (略) (2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。	2. 基準 以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。 (1) 資本関係 (略) (2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

<p>① 一方の会社等の役員（<u>会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。</u>）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>1) <u>株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</u></p> <p>イ <u>会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</u></p> <p>ロ <u>会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</u></p> <p>ハ <u>会社法第2条第15号に規定する社外取締役</u></p> <p>ニ <u>会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</u></p> <p>2) <u>会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</u></p> <p>3) <u>会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</u></p> <p>4) <u>組合の理事</u></p> <p>5) <u>その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>① 一方の会社等の役員（<u>株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。</u>）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
---	---

附 則

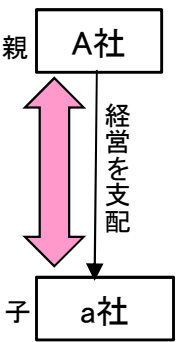
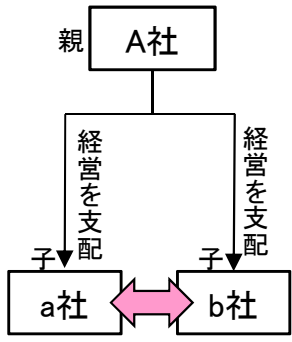
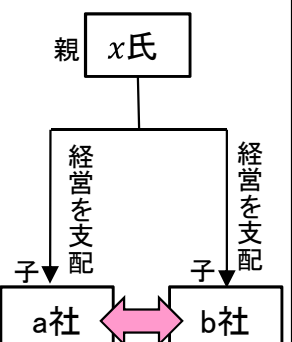
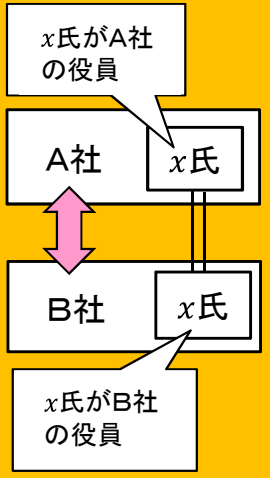
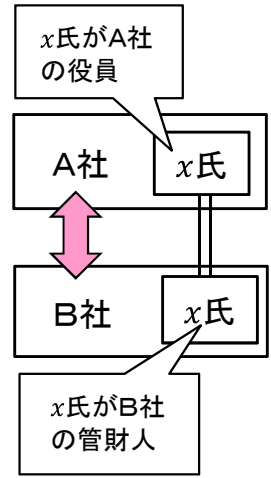
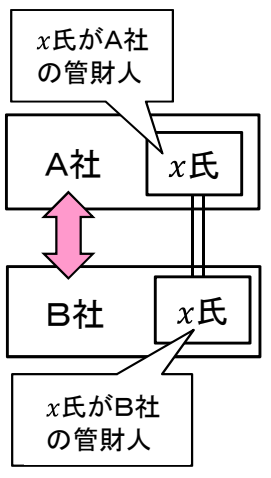
1. 本通達は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。
2. 本通達中2（2）①1）イからニに規定する役員が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、各地方整備局総務部契約課は、当分の間、国土交通省大臣官房地方課に対し四半期毎を目安として、当該入札結果について報告を行うものとする。

## 【現行制度の概要】

- ✓ 直轄工事においては、①談合の未然防止、②公平・公正な競争環境の確保の観点から、資本関係又は人的関係のある複数者の同一入札への参加を禁止
- ✓ 平成16年度から本制度を導入

資本関係 ; 親会社・子会社の関係にある会社、同一の者が経営の支配権を握っている会社  
 人的関係 ; 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

※この場合の「役員」とは、社外取締役も含むこととされている一方、監査役、執行役員、指名委員会等設置会社の取締役は含まれていない。

資本関係			人的関係		
親会社等と子会社等 ※「等」=組合(JVを含む)	親会社等と同じく する子会社等同士	同一の者に 経営を支配される 会社等同士	役員を兼任	役員が管財人 を兼任	管財人を兼任
 <p>同時入札禁止の対象となる会社等</p>			 <p>※更生会社、民事再生中の会社を除く。</p>		

## 1. 今回の見直しの概要

- ◇ 同一入札への参加禁止の取扱いについて、役員の業務執行という観点から、**人的関係の役員の制限対象**を以下のとおりとする。

### 株式会社

取締役会設置会社	取締役会非設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
取締役 社外取締役	取締役 社外取締役 定款により業務を執行しない取締役	取締役 社外取締役 監査等委員の取締役	執行役

※   は今回制限の対象から外れる者。

※監査役、会計参与、執行役員は従前に引き続き制限の対象外。

### 持分会社

社員（定款により業務を執行しない社員を除く）

### 組合

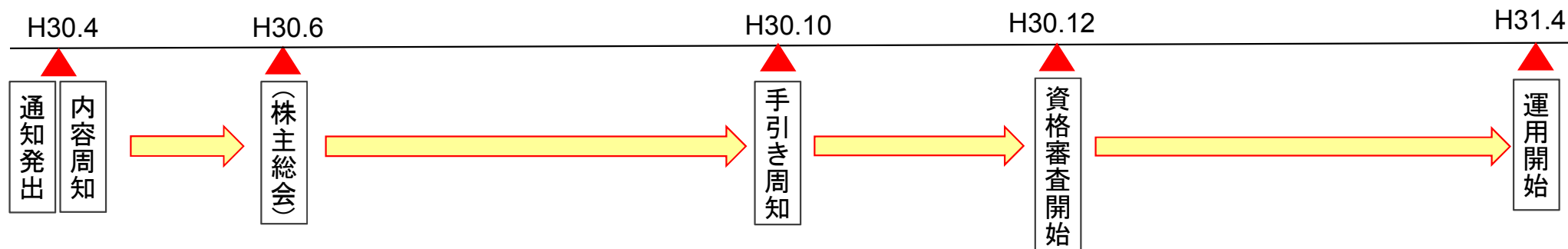
理事

### その他これらに準ずる者

社団法人・財団法人の理事、外国企業の役員等

## 2. 今後のスケジュール(案)

- ◇ 次回の資格審査（平成31・32年度）の運用開始時より適用する。



※当分の間、今回の措置で新たに変更された役員により実際に同時入札が行われた場合の状況について、定期的にモニタリングを行う。

最終改正 平成30年4月26日 国地契第1号

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課長  
( 公 印 省 略 )

### 工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう措置されたい。

#### 1. 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。2. (3)において同じ。）にあつてはその構成員）の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4のとおり取り扱うものとする。

#### 2. 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

##### （1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

##### （2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねて

いる場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3. 公告等への記載

(1) 一般競争入札

一般競争入札にあつては、公告及び入札説明書において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示する。

(2) 工事希望型競争入札

工事希望型競争入札にあつては、技術資料の提出を求める際に送付する資料において、基準に該当する者（以下「基準該当者」という。）は指名しない旨を明示するとともに、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

工事希望型以外の指名競争入札にあつては、指名通知書において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

### 4. 基準に該当する場合の取扱い

(1) 一般競争入札

基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札を無効として取り扱うものとする。

(2) 工事希望型競争入札

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得(「競争契約入札心得について」(平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号)の別紙をいう。以下同じ。)第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5. 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意するものとする。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

附 則 (平成27年3月6日)

1. 本通達は、平成27年4月1日以後に記3に規定する明示を行った工事より適用するものとする。
2. 「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成16年3月30日付け国地契第89号)は、平成27年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までに当該通達記3に規定する明示を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年4月26日)

1. 本通達は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。
2. 本通達中2(2)①1)イからニに規定する役員が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、各地方整備局総務部契約課は、当分の間、国土交通省大臣官房地方課に対し四半期毎を目安として、当該入札結果について報告を行うものとする。